

届出のしおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

有害使用済機器 編

令和3年4月

大阪府
大阪市
堺市
東大阪市
高槻市
豊中市
枚方市
八尾市
寝屋川市
吹田市

はじめに

この冊子では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)において規定された有害使用済機器について説明します。

内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（使用済電気電子機器等）が、製品としての再使用が行われず、破碎等され、雑多なものと混ぜられた金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）などの形で、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があります。

そのため法では、有価物であっても有害物質による生活環境の保全上の支障を生じさせる可能性がある機器を「有害使用済機器」として定め、これらを保管・処分する事業者に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

本冊子によって事業者の皆様方が法に基づく有害使用済機器に対する規制についてご理解を深めていただき、環境保全対策にご協力くださるようお願いいたします。

目 次

1. 届出が必要な機器	4
2. 届出除外対象者	7
3. 規制基準	11
(1) 有害使用済機器の保管基準	11
(2) 有害使用済機器の保管について	13
(3) 有害使用済機器の処分基準	22
(4) 有害使用済機器の処分について	24
(5) 維持管理	28
(6) 罰則	31
4. 届出の種類と提出時期	32
5. 届出書の作成要領	32
6. 届出書のチェックリストと様式	47
7. 問い合わせ 届出書類の提出先	58

1. 届出が必要な機器

有害使用済機器として保管・処分を行うにはあらかじめ届出（内容、時期などの詳細は P32 以降をご覧ください。）が必要です。規制基準がかかる機器は、表 1 に示す機器であって、使用を終了し、収集されたものが該当します。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 16 条の 2）

表 1 有害使用済機器の該当品目（平成 30 年 4 月 1 日現在）

施行令 号番号	品 目
一	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
二	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
三	電気洗濯機及び衣類乾燥機
四	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） ロ ブラウン管式のもの
五	電動ミシン
六	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
七	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
八	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
九	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
十	フィルムカメラ
十一	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
十二	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
十三	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
十四	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
十五	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
十六	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
十七	電気マッサージ器
十八	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
十九	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
二十	蛍光灯器具その他の電気照明器具
二十一	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
二十二	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具

二十三	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
二十四	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
二十五	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
二十六	パーソナルコンピュータ
二十七	プリンターその他の印刷用電気機械器具
二十八	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
二十九	電子書籍端末
三十	電子時計及び電気時計
三十一	電子楽器及び電気楽器
三十二	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※一般消費者が通常生活で使用する機器及びこれと同様の構造を有する業務用の機器に限り、またその附属品を含みます。

なお、中古品や修理して再度使用する機器など再びその機器本来の用途で使用される機器、いわゆるリユース品は、有害使用済機器に該当しません。

また、有害使用済機器を解体し、取り出された部品や原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しません。一方、変形、破損した物であっても、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器に該当します。

さらに、価値を有さず「廃棄物」に該当するものは対象となりません。なお、他者の廃棄物を取扱う場合は廃棄物の許可等が必要になります。

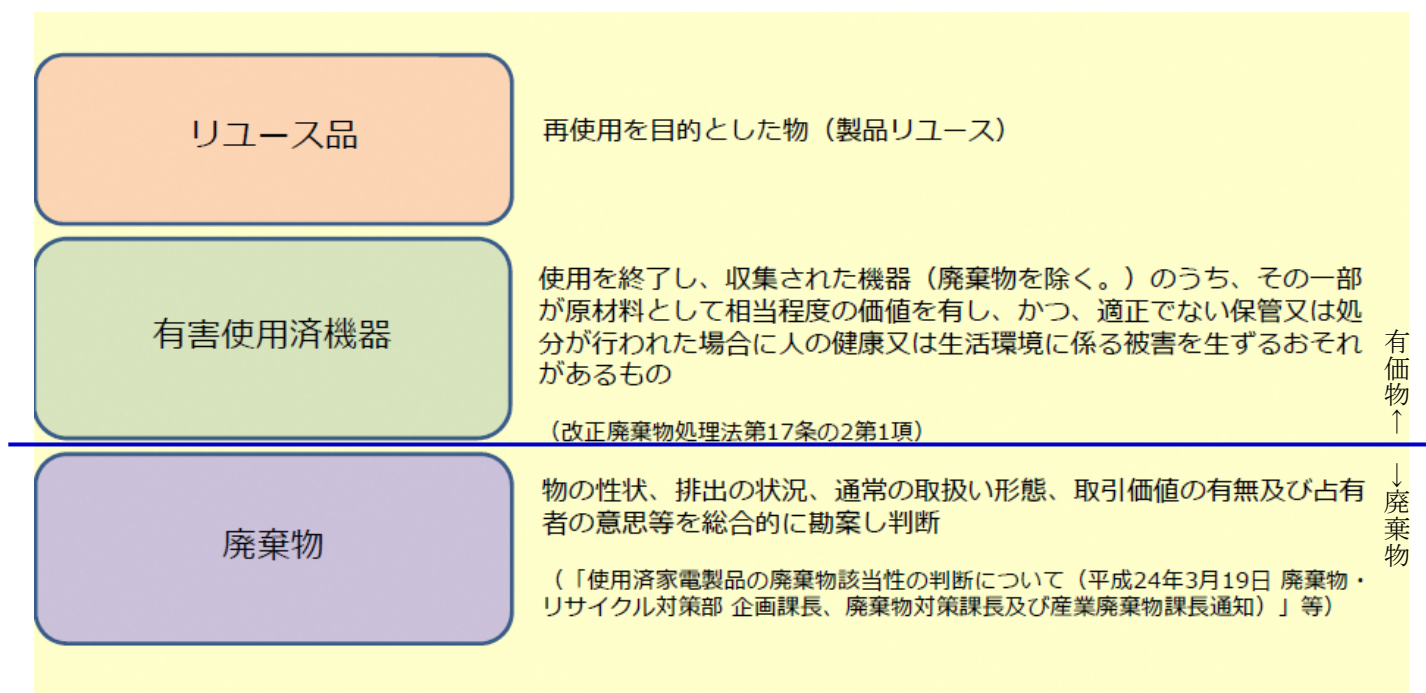


図1 廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図

その機器本来の用途で使用できる機器に該当するか、また、価値を有さず廃棄物に該当するかは、取扱う方の申出だけでなく客観的な物の性状や取扱い形態等により、該当するかを総合的に判断することになりますので、ご注意ください。

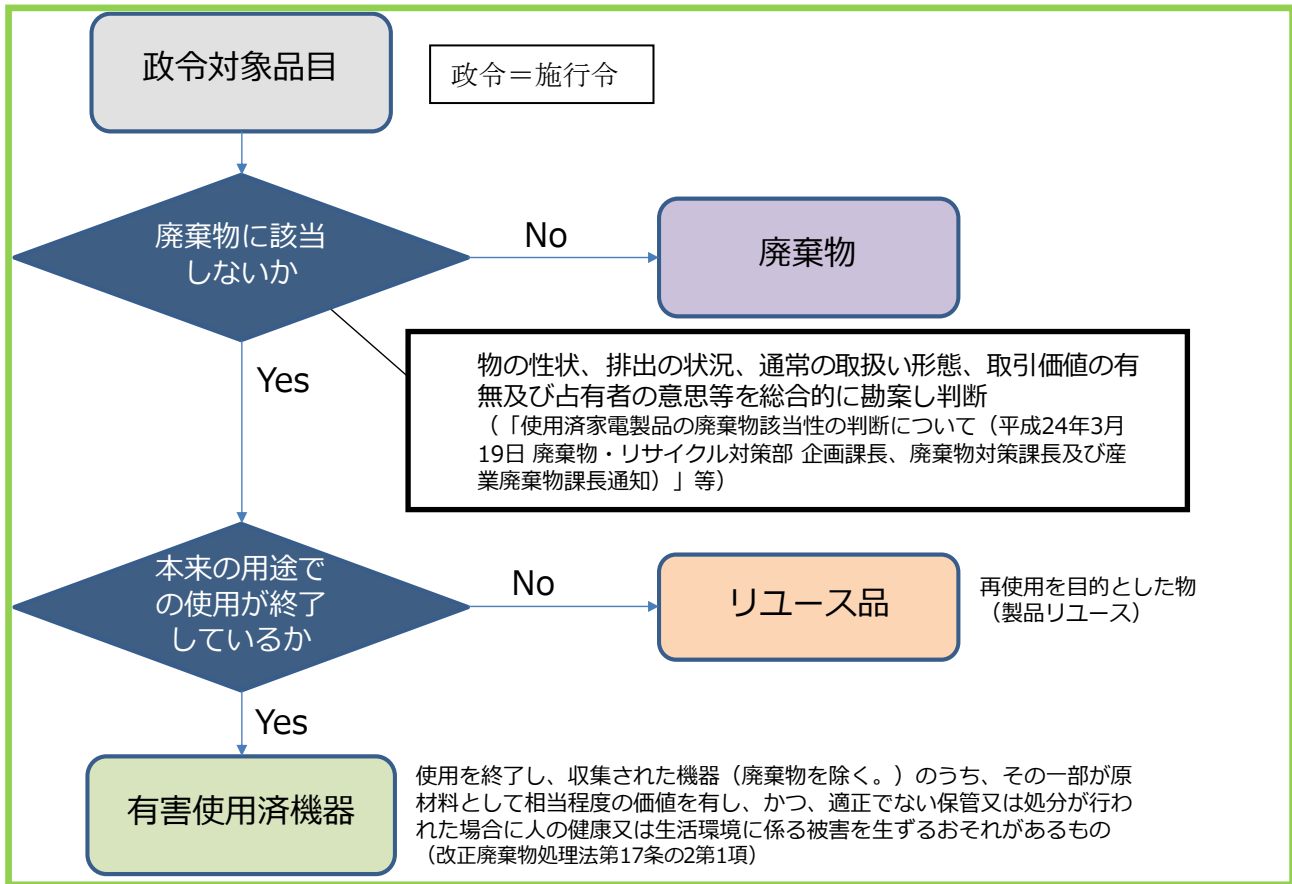


図2 有害使用済機器の判別

2. 届出除外対象者

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者として、以下の方は届出対象者から除外されており、届出は不要です。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第13条の2）

- ① 法の許可等及び特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定等を受けた者（当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合に限り）

・表2に示す許可等の業者が該当します。

表2 法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可等を受けた者で、有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者（規則第13条の2第1項第1号関係）

対象事業者（※）	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限り。）（法第七条第一項）	届出不要	
一般廃棄物処分業者（法第七条第六項）	届出不要	届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限り。）（法第九条の八第一項）	届出不要	
一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限り。）（法第九条の八第一項の認定）	届出不要	届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限り。）を含む。）（法第九条の九第一項）	届出不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限り。）を含む。）（法第九条の九第一項）	届出不要	届出不要
産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限り。）（法第十四条第一項）	届出不要	
産業廃棄物処分業者（法第十四条第六項の許可）	届出不要	届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限り。）（法第十五条の四の二第一項）	届出不要	
産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限り。）（法第十五条の四の二第一項）	届出不要	届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限り。）を含む。）（法第十五条の四の三第一項）	届出不要	

産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）（法第十五条の四の三第一項）	届出不要	届出不要
市町村等の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）（規則第二条第一号）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）（規則第二条第二号）	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）（規則第二条第四号）	届出不要	
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者（規則第二条の三第一号）	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（規則第二条の三第二号）	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（規則第二条の三第四号）	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）（規則第九条第二号）	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（規則第九条第四号）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの（規則第十条の三第二号の指定）	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（規則第十条の三第四号）	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の	届出不要	届出不要

委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）		
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

- ※ 表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等（許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。）を業として行う場合に限る。
- ※ 市町村等の委託については、有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る委託（ただし、当該委託期間に限る。）。
- ※ 表中の処分には再生を含む。

② 行政機関（規則第 13 条の 2 第 1 項第 2～4 号）

- ・市町村、都道府県、国

③ 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（規則第 13 条の 2 第 1 項第 5 号）

- ・有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が 100m²を超えないものを設置する場合

④ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う

者（規則第13条の2第1項第6号）

- ・不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等が該当します。

【製造業者等】

- ・自ら製造した製品の工程不良品やリコール品、保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等
- ・型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等

【販売業者等】

- ・店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等
- ・カー用品等の購入・取付時に、本業に付随して旧機器を回収し処分のため一時保管するカー用品店
- ・リース・レンタル終了後の、本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

【機器の回収を伴うその他の業】

- ・機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業者
- ・携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社
- ・機器について、本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店

3. 規制基準

法第十七条の二 第二項

有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

(1) 有害使用済機器の保管基準（施行令第16条の3）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器の保管、処分等の基準）

第十六条の三 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。
 - イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - (2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
 - (3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
 - (4) その他環境省令で定める措置
 - ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。
 - ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（解説）

【囲いの設置】について <施行令第16条の3第1号イ(1)・ロ(1)>

有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

＜施行令第16条の3第1号イ(2)＞＜規則第13条の5＞
有害使用済機器の保管又は処分（以下「保管等」という。）に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。

【保管高さ】について ＜施行令第16条の3第1号ロ(2)＞＜規則第13条の6＞

有害使用済機器を、容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

【土壌・地下水汚染防止】について ＜施行令第16条の3第1号ロ(3)＞

有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

【飛散・流出に関する必要な措置】について

＜施行令第16条の3第1号ロ(4)＞＜規則第13条の7＞
屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講ずる必要があります。

【生活環境の保全】について ＜施行令第16条の3第1号ハ＞

有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講ずる必要があります。

【火災・延焼防止】について

＜施行令第16条の3第1号ニ＞＜規則第13条の8第1号・第2号＞
有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池や油等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されています。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。
このことから、火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。

【公衆衛生の保全等】について ＜施行令第16条の3第1号ホ＞

有害使用済機器等の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにするため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう、又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどが考えられます。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられます。

次節以降では、施行令に記載された項目に関して具体的な基準等を説明します。

(2) 有害使用済機器の保管について

○保管の場所の要件

・ 囲いの設置

ヤード内において有害使用済機器を適正に保管するために囲いを設け、保管場所を明確化する必要があります。また、囲いに荷重がかかるように保管する場合は、堅牢な壁にする必要があります。

なお、有害使用済機器以外のもの、例えば、原材料、部品等の保管場所について、保管場所を明確にすることが望ましいです。

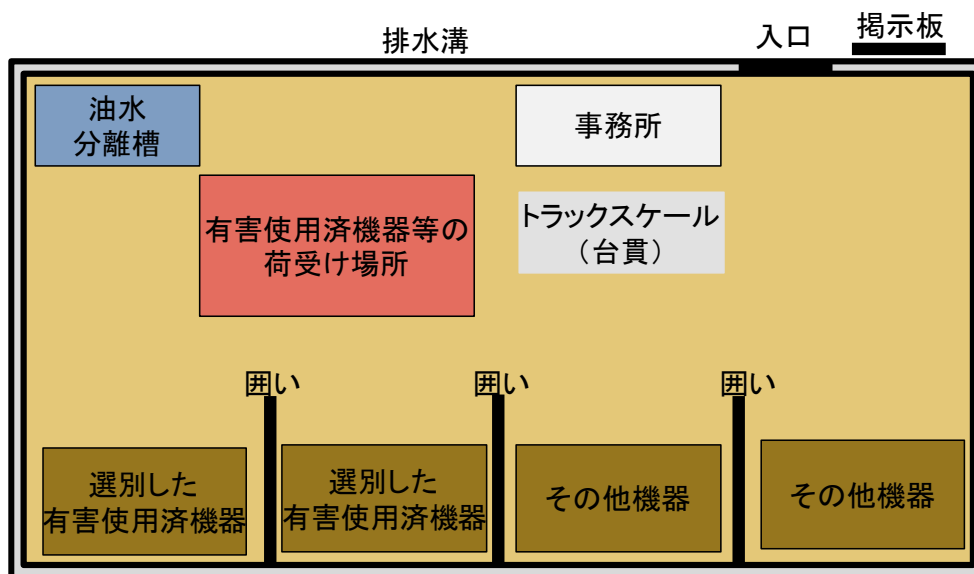


図 3 保管場所の概要 (イメージ)

・ 掲示板の設置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (関連部分のみ抜粋)

(有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板)

第十三条の五 令第十六条の三第一号イ(2)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨
- 二 保管する有害使用済機器の品目
- 三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

事業者は、有害使用済機器の取扱いについて関係者以外にもわかるよう、ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示板を設ける必要があります。

設置する掲示板の寸法は縦 60cm×横 60cm 以上である必要があります。掲示板には、有害使用済機器の保管の場所である旨(保管又は処分を行っている場合はその旨も追記)、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ(容器を用いずに屋外で保管する場合に限る)など、当該ヤードに関する基本情報を掲載する必要があります。また、見やすくするために、文字は黒字、下地は白地であることが望ましく、文字は読みやすく鮮明にするよう留意が必要です。

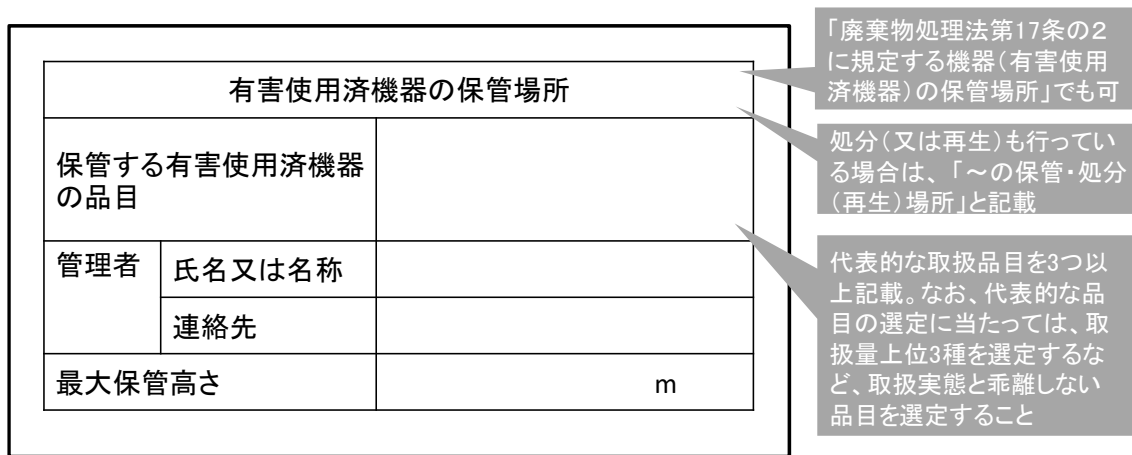


図 4 掲示板のイメージ

○保管高さ

・有害使用済機器の保管の高さ

<p><u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（関連部分のみ抜粋）</u></p> <p>（有害使用済機器の保管の高さ）</p> <p>第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ（2）の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾(こう)配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの</p> <p>イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>ロ 前号に規定する高さ</p> <p>三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ</p> <p>イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ</p> <p>ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ</p> <p>ハ 五メートル</p>
--

有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散・流出しないように保管する必要があります。

屋内での保管、容器を用いた保管などが考えられますが、容器を用いず屋外で山積み保管す

る場合も想定されます。この場合、①堅牢な囲いに接しない場合、②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）、③三方が堅牢な囲いに接する場合の3つの場合について基準が定められています。

<屋外で容器を用いない場合の保管の例>

- ①保管する有害使用済機器が堅牢な囲いに接しない場合は、崩落や崩落に伴う有害使用済機器の敷地外への流出防止の観点から、水平面に対して50%の勾配を遵守して保管する必要があります。また、最大保管高さは火災防止の観点から5メートル以下にする必要があります。（図5）
- ②保管する有害使用済機器が堅牢な囲いに接する場合（三方を堅牢な囲いでかこむ場合を除く）は、堅牢な囲いに接する面について、壁の上辺から垂直に50センチメートル下がった高さ、又は5メートルのうち低い方を保管の最大高さとする必要があります。また、堅牢な囲いに接していない面は、図5の場合と同様水平面に対して50%の勾配を遵守して保管する必要があります。（図6）
- ③三方が堅牢な囲いに接する場合は、⑦保管場所の境界から事業場等の敷地の境界線までの距離の半分の高さ、⑧囲いに接する面は壁の上辺から垂直に50センチメートル下がった高さ、⑨5メートル、のうち低い方を保管の最大高さとする、又は②と同様の保管高さとする必要があります。（図7）

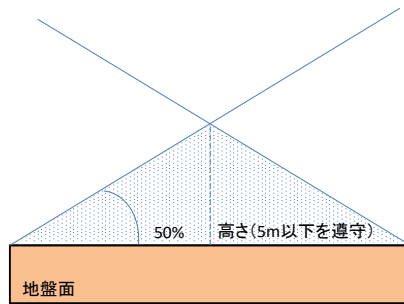


図 5 堅牢な囲いに接しない場合

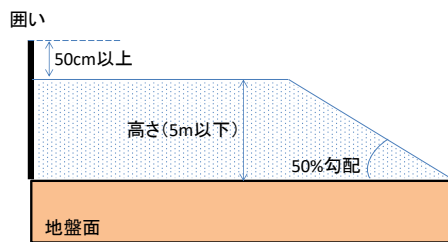


図 6 一方が堅牢な囲いに接する場合

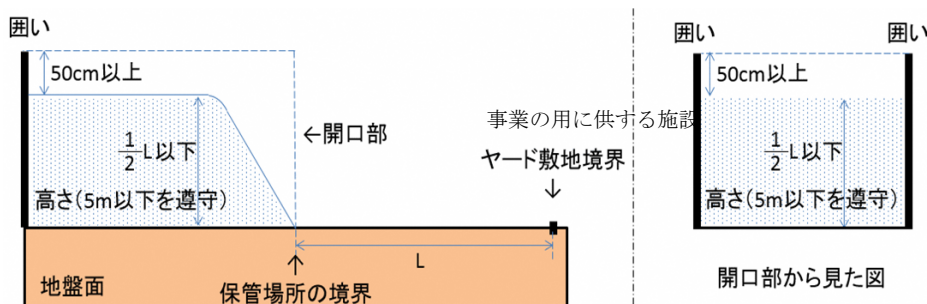


図 7 三方が堅牢な囲いに接する場合

○土壌・地下水汚染防止

有害使用済機器の保管に際し、雨水による汚水の発生などの可能性がある場合は、汚水の流出や土壌・地下水汚染防止のための措置を講ずる必要があります。例えば、容器を用いる場合は、液体が漏洩しない容器を用いて保管を行う、容器を用いない場合、床面を不浸透性の床とし、ヤードの雨水・汚水を有効に集水できるよう、床面の勾配の設定や側溝を設ける必要があります。さらに油を含むような汚水が発生する場合は、充分処理できる能力の油水分離槽などの処理施設を設置する等の措置が必要です。また、建屋などの屋根付きの施設や屋内で保管する場合においても、有害使用済機器に含まれる有害物質等が流出しないよう措置を講ずる必要があります。

・容器による保管

有害使用済機器からの油等の飛散・流出を防止対策の一つとして、油等が流出しない容器を用いることが考えられます。この場合、容器を破損させないように、容器の耐久性を無視した積み上げをしないようにすることが望ましく、また、取扱いに当たっては容器を破損させないように留意することが望ましいです。

・床面の不浸透措置（コンクリートの敷設等）

床面へのコンクリート敷設等に関しては、雨水・汚水が土壌に浸透しないよう隙間を生じないように留意する必要があります。また、有害使用済機器を含む雑品スクラップの底面や、重機・車両等の荷重がかかる箇所は、破損を防ぐ必要があることから、鉄板等を敷設している例もあります。

・排水溝・油水分離槽の設置

油を含む汚水の保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集水する箇所に油水分離槽等を設置する必要があります。

排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要があります。



図 8 保管ヤードにおける排水勾配のイメージ

また、油水分離槽は、流入する汚水を処理することのできる十分な容量にするよう留意が必要です。

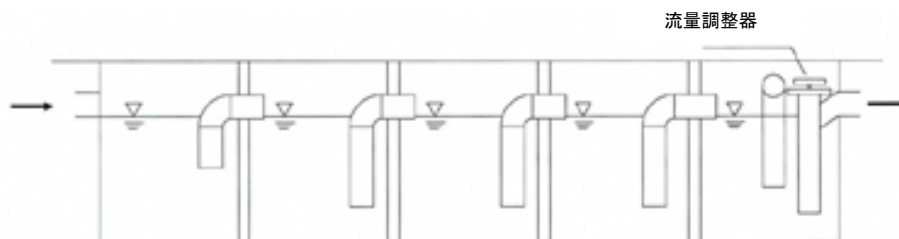


図 9 油水分離槽の概要

出所) 神戸市建設局資料

○有害使用済機器等の飛散・流出防止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置）

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ（４）の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

屋外で容器を用いないで保管する場合など、風等により有害使用済機器及びその一部が飛散・流出するおそれがある場合は、フェンスを設けるなど必要な措置を講ずる必要があります。それ以外にも、ヤード内での重機等の稼働、運搬等の作業に際しても飛散・流出しないようにする必要があります。また、カゴやフレキシブルコンテナ等の容器による保管が有効です。

○生活環境の保全

・騒音・振動等の防止

有害使用済機器の保管に当たって、車両や重機の稼働等により騒音や振動が発生するため、周辺に住居等がある場合には、生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。学校や病院など静穏な環境が必要とされる施設が周辺に立地している場合は、特に留意する必要があります。また、夜間は、周辺の環境音等が小さくなるため、相対的に事業による騒音・振動の影響が大きくなることにも留意が必要です。

騒音・振動の対策としては、「極力低騒音型の小型の車両、重機を用いる」、「夜間営業を行わない」等により周辺住民の生活環境に支障が生じないような措置を講ずる必要があります。

○有害使用済機器からの火災及び延焼を防止するための措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼を防止するための措置）

第十三条の八 令第十六条の三第一号ニの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
- 二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 三 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。
- 四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。）。
- 五 その他必要な措置

近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講ずる必要があります。

- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要があります。そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要があります。

※したがって、運搬時においても有害使用済機器とその他のものが分別可能な状態で積載してあることが望ましいです。

- 火災の原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で保管する必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は 200m^2 以下とする必要があります。
- また、（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他のもの又は集積単位相互間の離隔距離は 2m 以上とする必要があります。

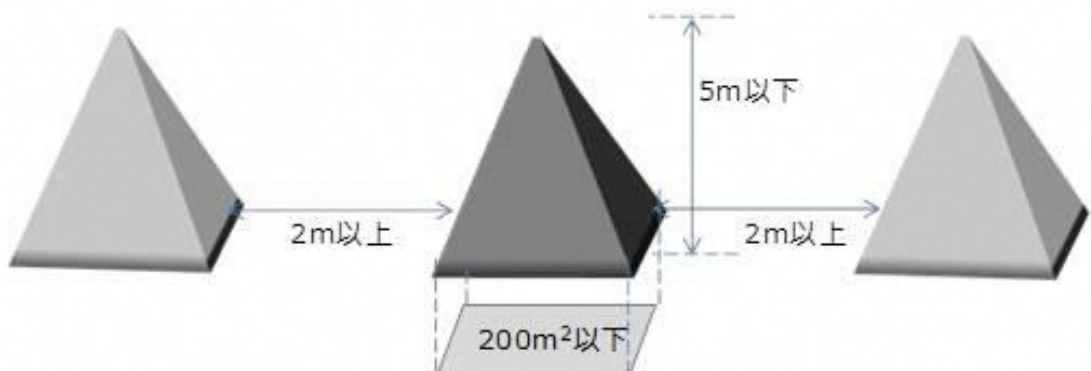


図 10 離隔距離の基準

【コラム】特に有害性の高い物質を含む部品等の取扱い

- 有害使用済機器の中には、特に有害性の高い物質を含むあるいは発火の可能性が高い部品等が使用されている場合があるので、適正な取扱いが望ましい。
- 特に有害性の高い物質を含む部品等の回収事例は以下のとおり。



図 11 蛍光管



図 12 乾電池

出所) 図 11 蛍光管：自治体 HP、図 12 乾電池：環境省撮影



図 13 鉛バッテリー



図 14 コンプレッサー（黒モーター）

出所) 環境省撮影

※有害使用済機器から取り出された部品等は、有害使用済機器としての届出等の対象になりませんのでご注意ください。

【コラム】指定対象となる機器以外の取扱い

- 今回指定対象となる機器以外にも、有害物質を含む機器や発火性・引火性を有する物質を含む機器も混合状態で保管ヤードに搬入されることも想定されます。例えば、下表に示すような機器については、搬入時に十分な選別を行うなどその取扱いには充分留意することが望ましいです。

表 3 指定機器以外で特に注意して保管すべき機器の概要

機器・部品	有害物質の種類	備考
給湯器	鉛	土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずる必要がある。 また、内部に可燃性の気体が含まれている可能性があり、火災防止の観点から分別保管することが望ましい。
配電盤	鉛	同上
無停電電源装置 (UPS)	鉛、酸	鉛バッテリーを内蔵しているため、腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要である。
産業系 ・工業系機器	油、鉛	土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずる必要がある。 また、内部に残る可燃性液体への引火による火災の発生のおそれがあることから、機器からの取り出しや分別保管が望ましい。
農機具、オートバイ	油、油脂類	土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずる必要がある。 また、布類等に染みこんだ油脂が酸化発熱し蓄熱による発火が想定されるため、火災防止の観点から機器からの取り出しや分別保管が望ましい。



図 15 配電盤



図 16 無停電電源装置 (UPS)

出所) 環境省撮影

- また、上記機器のほか金属スクラップ等の保管に当たっても、飛散・流出の可能性があり、また、火災発生源の可能性のある物品の混入の可能性のあることから、有害使用済機器と同様の最大高さ以下とすることや保管単位を 200m² 以下とする、パ

ッテリー等の回収適正処理など、有害使用済機器と同等の管理を行うことが望ましいです。

【コラム】分別（選別）、解体について

● 分別（選別）

有害使用済機器保管等業者においては、その後の処理を適正に行う、又は品目をそろえて管理する等のため、有害使用済機器を分別する場合があります。

また、有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管に当たり、有害使用済機器と有害使用済機器以外の物品を分別して保管することが義務付けられるため、受入の段階において、それらを分別する必要があります。

以上のように、有害使用済機器保管等業者においては、有害使用済機器の保管又は処分に当たって、分別を行うことが想定されるが、いずれの場合も保管又は処分の一環として行われるため、有害使用済機器又はその一部及び油等の飛散・流出防止などの保管基準又は処分基準を遵守する必要があります。

● 解体

有害使用済機器保管等業者においては、有害使用済機器の希少金属などが含まれる部位を原材料とする、又はその後の処分方法に適した物品毎に仕分ける等のため、有害使用済機器を解体する場合があります。

また、有害使用済機器には蛍光管など有害物質を含有し適正に回収処理する必要がある物品が内部に使用されている場合があります。さらに、有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器に油や電池等の火災の原因になり得る物品が含まれるおそれがある場合には、適正に回収処理することが義務付けられています。したがって、これらの物品を適正に回収するために、解体を行う必要がある場合も想定されます。

「解体」の方法に関しては、ドライバーや工具を用い人力で行ういわゆる「手解体」と施設を用いた解体が考えられます。手解体に関しては、保管又は処分の一環として行われ、施設を用いる解体は処分として位置づけられるが、いずれの場合にも、有害使用済機器又はその一部及び油等の飛散・流出防止などの保管基準又は処分基準を遵守する必要があります。

(3) 有害使用済機器の処分基準

有害使用済機器の処分に係る基準

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（関連部分のみ抜粋）</p> <p>（有害使用済機器の保管、処分等の基準）</p> <p>第十六条の三</p> <p>一 （略）</p> <p>二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>（2） その他環境省令で定める措置</p> <p>ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること。</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>三 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。</p>
--

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（関連部分のみ抜粋）</p> <p>（有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置）</p> <p>第十三条の九 令第十六条の三第二号イ（2）の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。</p> <p>（有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼止のための措置）</p> <p>第十三条の十 令第十六条の三第二号ハの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。</p> <p>二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること</p> <p>三 その他必要な措置</p>

(解説)

【飛散・流出防止】について <施行令第16条の3第2号イ(1)>

有害使用済機器の処分に当たっては、有害使用済機器やその破片等が飛散するおそれがあります。また、油や有害物質を含むものもあり、これらの飛散・流出を防止する必要があります。

【騒音・振動等の防止】について <施行令第16条の3第2号ロ>

有害使用済機器の処分に伴い騒音や振動、悪臭等が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、周辺の生活環境上支障が生じないような措置を講ずる必要があります。

【火災防止等】について <施行令第16条の3第2号ハ、規則第13条の10>

有害使用済機器には前述のとおり、衝撃等で発火する可能性があるものが含まれている場合があります。処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管、電池等処分により有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。そのため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的に装置又は目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の乾電池については、分別後適正に処分する必要があります。

【処分に伴う保管】について

有害使用済機器の保管に関しては、前節(P11～)を参照してください。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】について <施行令第16条の3第2号ニ>

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、ハイドロフルオロカーボンが発散しないよう回収する等の措置が必要です。

【禁止行為】について <施行令第16条の3第3号>

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

(4) 有害使用済機器の処分について

処分を行う場合は、有害使用済機器及びその一部の飛散及び流出防止、騒音、振動、悪臭等の防止、周辺の生活環境保全上支障が無いような措置を講ずる必要があります。住宅地などの周辺に立地している場合には特に留意が必要です。

例えば、飛散防止の観点から、建屋内での処理が考えられます。また、油や液体を含む機器を処理する場合はあらかじめ油や液体を除去する、処分を行う場所の不浸透対策等の措置を講ずる必要があります。騒音、振動対策の観点からは、住居から可能な限り離隔する、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、接地面に振動防止装置を設ける等の措置を講ずる必要があります。夜間の操業を慎む等、処分を行う時間等にも留意が必要です。

なお、有害使用済機器の処分の際に用いられる機器は、振動規制法および騒音規制法で定められている特定施設に該当する可能性があります。これら特定施設の届出の要否は、所管市町村毎の判断によるので、各事業者は所管市町村公害担当部局との相談が必要です。

また、保管の場合と同様に、火災や爆発の防止に関する措置をとる必要があります。例えば、有害使用済機器の中にはリチウムイオン電池など破砕や圧縮等により発火するおそれのあるものや、発火した際に延焼するおそれの高い油等が含まれている場合があるため、処理に適さないものが含まれている場合は除去できるような措置を講ずる必要があります。例えば、破砕機等の処理施設に投入する有害使用済機器の中に処理工程に適さないものが含まれていないか連続的に監視できるよう、カメラを設置する、又は目視で確認する等の必要な措置を講ずる必要があります。

次ページに有害性、発火性が高い物質を含む機器・部品の概要について、表としてまとめていますので参考にしてください。

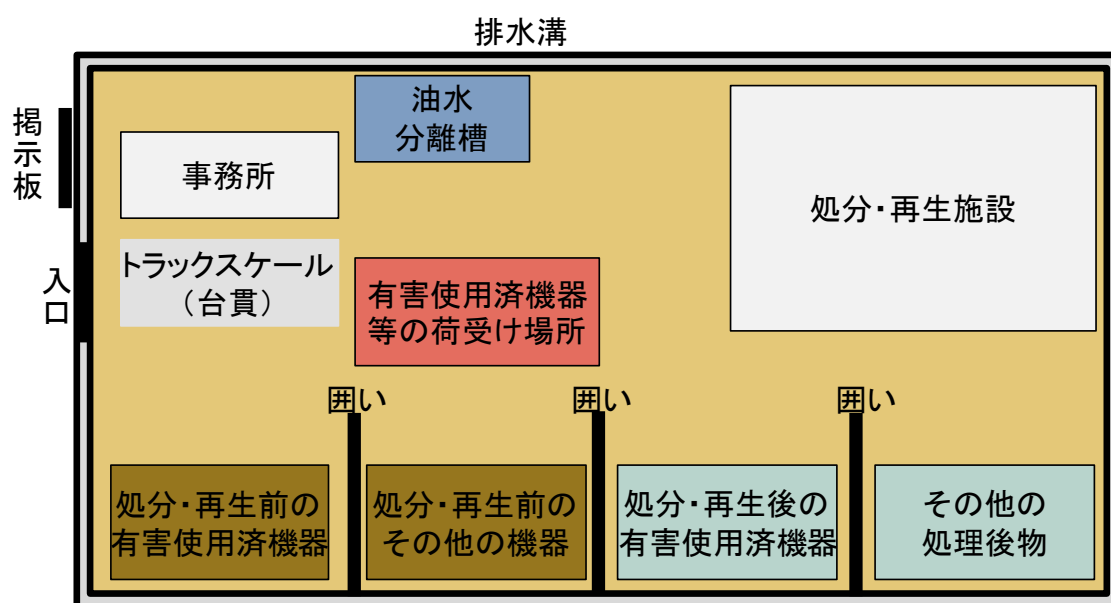


図 17 保管及び処分・再生場所の概要 (イメージ)

表 4 有害性、発火性が高い物質を含む機器・部品の概要

機器	部品等	有害物質の種類	備考
エアコン	冷媒	フロン類	オゾン層保護の観点から冷媒に使用されているフロン類について適切に回収・破壊する必要がある。
	コンプレッサー・モーター	油	油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管する必要がある。
ブラウン管テレビ	ブラウン管	鉛	ブラウン管に含まれる鉛ガラスからの鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
液晶テレビ	蛍光管（バックライト）	水銀	破損等を防ぐよう専用容器による保管する等取扱いに留意が必要である。 なお、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要がある。
	液晶パネル	ヒ素、アンチモン	液晶パネルのガラスでヒ素やアンチモンを含むものは、適正に解体・分離・処分する必要がある。
プラズマテレビ	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	プラズマディスプレイ	鉛	プラズマディスプレイに含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
冷蔵庫・冷凍庫	冷媒、断熱材	フロン類	オゾン層保護の観点から冷媒・断熱材に使用されているフロン類について適切に回収・破壊する必要がある。
	コンプレッサー・モーター	油	油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管する必要がある。
洗濯機・洗濯乾燥機	冷媒（乾燥機の一部に使用）	フロン類	オゾン層保護の観点から冷媒に使用されているフロン類について適切に回収・破壊する必要がある。
ノートパソコン	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	液晶パネル	ヒ素、アンチモン	液晶パネルのガラスでヒ素やアンチモンを含むものは、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	蛍光管（バックライト）	水銀	破損等を防ぐよう専用容器による保管する等取扱いに留意が必要である。 なお、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要がある。
	電池類（リチウムイオン電池等）	発火性液体	腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要である。
パソコンモニター	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	液晶パネル	ヒ素、アンチモン	液晶パネルのガラスでヒ素やアンチモンを含むものは、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	蛍光管（バックライト）	水銀	破損等を防ぐよう専用容器による保管する等取扱いに留意が必要である。 なお、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要がある。
プリンター	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するた

			め、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	トナー類	粉じん	何らかの発火源によりトナーに着火し、粉じん爆発を起こす可能性がある。そのため、機器から取り出しての分別保管を行う必要がある。 また、カートリッジからの粉じんの飛散を防ぐ措置を行う事が望ましい。
デジタルカメラ	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	電池類 (リチウムイオン電池等)	発火性液体	腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要である。
ビデオデッキ	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
ポータブルDVDプレイヤー	液晶パネル	ヒ素、アンチモン	液晶パネルのガラスでヒ素やアンチモンを含むものは、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	電池類 (リチウムイオン電池等)	発火性液体	腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要である。
ポータブルゲーム機	液晶パネル	ヒ素、アンチモン	液晶パネルのガラスでヒ素やアンチモンを含むものは、適正に解体・分離・処分する必要がある。
	電池類 (リチウムイオン電池等)	発火性液体	腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要である。
電子レンジ	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
炊飯器	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
電気ストーブ	プリント基板	鉛	基板に含まれる鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分する必要がある。
その他小型電子機器等	電池類 (ニカド電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、乾電池等)	鉛、カドミウム、水銀、酸、発火性液体	腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意が必要である。 なお、水銀を含む電池を、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要がある。
	モーター類	油	油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管する必要がある。

【コラム】 破碎工程における生活環境保全上の措置

- 一部の事業者では、有害使用済機器等を破碎機（シュレッダー）に投入し、破碎を行っています。その場合においても、前述したとおりの生活環境保全上支障が無いような措置を講ずる必要があります。処分設備フローのイメージは次のとおりです。

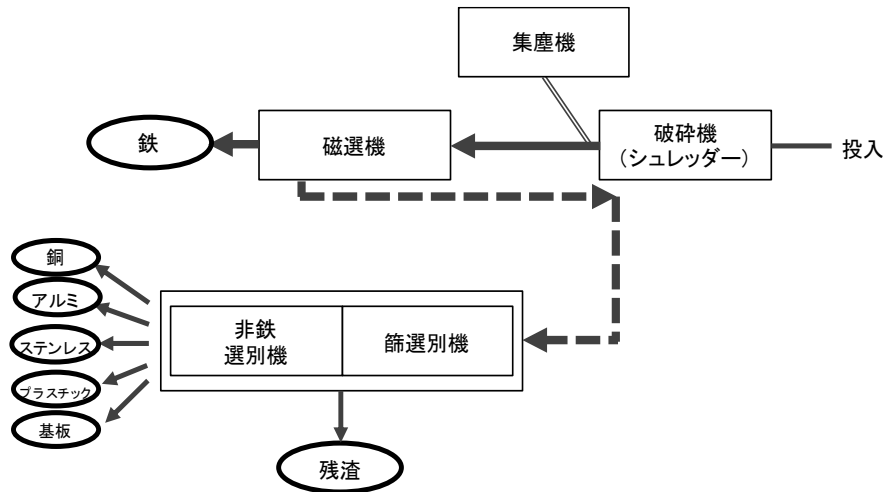


図 18 処分設備フローのイメージ

<騒音・振動に係る措置>

- 破碎機等の金属加工機械は、騒音規制法や振動規制法の特定施設に指定されているため、騒音の基準や振動の基準を遵守する必要があります。

<破碎に伴って生じる火災・爆発に対する措置>

- 破碎施設では「①破碎に伴う機器の高熱化による火災・爆発」、「②破碎後の高熱状態の機器からの火災」が起こる可能性があります。これらに応じた措置が求められます。また万が一火災が起こった場合の初期対応として、消火器を備え付けるなどの措置が考えられます。
- 有害使用済機器の中にリチウム電池等の発火性・引火性の高い部品等が含有されている場合には、破碎に伴う衝撃や機器及びその一部の高熱化により、設備内で火災、あるいは爆発するリスクが生じます。一度、設備内で火災、あるいは爆発が発生すると、設備の損壊に伴う費用のみならず、周辺作業員が死傷・負傷するおそれがあるので、破碎を行う場合は、事前に発火性・引火性の高い部品（電池、バッテリー等）を除去するとともに、散水等の火災防止、防爆装置を導入する等の必要な措置を講ずる必要があります。

<破碎後の高熱状態の機器破碎物からの火災>

- 破碎後の機器破碎物は高熱状態となっている場合があります。そこに電池・バッテリー等が混入していると火災が発生するおそれがあります。そのため、破碎物が高温状態となっている場合は選別保管する等、火災が起こらないように注意する必要があります。

<破碎により発生した金属の欠片や粉じんからの火災>

- 破碎により発生した金属の欠片や金属粉が雨水や湿気等と反応し、発熱及び水素等の可燃性気体の発生・着火による火災の可能性があります。特にコンテナ等の密閉空間の場合には火災の危険性が高まります。そのため、破碎機の清掃や、大量に在庫を保管しない等の措置をとることが望ましいです。

(5) 維持管理

○その他遵守すべき事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（関連部分のみ抜粋）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。第三項において同じ。）は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 三 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。

- 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

（解説）

有害使用済機器の保管等の業を行う者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は一年ごとに閉鎖し、5年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

帳簿への記載事項は以下のとおりです。

表 5 帳簿への記載事項(取扱い品目毎に記載)

	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。 (選別、解体、破碎(切断)、圧縮等)
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目毎に全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジエーター」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

※その他必要な事項があれば適宜追加

・帳簿の記載例

①保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

受入

(H〇〇年〇〇月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	取扱方法	備考
機器混合 ^{※3}	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	
パソコン、OA機器	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去
エアコン	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管	
機器混合	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去
...		
...		
合計			〇〇kg		

搬出

(H〇〇年〇〇月)

搬出品目 ^{※1}	搬出先	搬出年月日	搬出量 ^{※2}	備考
小型家電	A社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
パソコン	I社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
エアコン	U社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
業務用機器	E社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
バッテリー	O社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
...	
...	
合計			〇〇kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

②保管及び処分・再生（有害使用済機器及び他の機器の混合物を受入し、破碎等処理後持ち出す場合）

受入

(H〇〇年〇〇月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
混合 ^{※3}	H〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	
パソコン、プリンター	H〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、解体、破碎	バッテリーを除去
エアコン	H〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	
混合	H〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	バッテリー、蛍光管を除去
...			
...			
合計			〇〇kg			

持出

(H〇〇年〇〇月)

持出品目 ^{※1}	持出先	持出年月日	持出量 ^{※2}	備考
基板	カ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
アルミ	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
銅	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
鉄	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
ダスト	ク社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	H〇〇.〇〇.〇〇	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
...	
合計			〇〇kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

(6) 罰則

本制度に基づく罰則は以下のとおりです。

表 6 本制度に基づく罰則

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条の5第1項(第2号から第4号までを除く。)の規定による命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第26条第2号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条の3(第1号及び第3号を除く。)の規定による命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第30条第6号)	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第30条第7号)	法第17条の2第3項において準用する法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第30条第8号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

4. 届出の種類と提出時期

表 7 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
有害使用済機器を保管又は処分を業として行おうとする場合	保管等の届出	有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前まで
改正法の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っていた場合	保管等の届出	施行後6ヶ月（平成30年10月1日まで）
届け出た事項を変更する場合 （以下の場合を除く）	変更届出	変更の日の10日前まで
住民票及び法人の登記事項証明書にかかる変更をする場合	変更届出	変更後速やかに
有害使用済機器の保管又は処分の一部又は全部を廃止した場合	廃止届出	廃止日から10日以内

5. 届出書の作成要領

本届出は、届出施設を設置する市町村で窓口が異なります。詳しくは巻末の資料又は下記 URL を参照してください。（複数の自治体で事業を行う場合においては、それぞれの自治体に対して届出が必要です。）

〈大阪府／有害使用済機器 届出・規制案内〉 <http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/yuugai/index.html>

○ 事前相談

届出書の作成や提出、届出の受理、施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると事業の開始が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる改善命令を受けることがあります。こうした事態を防ぐためにも、事業場の所在地を所管する行政庁まで事前に相談くださいますようお願いいたします。

○ 届出の提出先

届出書の提出先は、事業場の所在地を所管する行政庁（大阪府又は政令市）です。届出書に記載するあて先は、事業場が所在する地域により異なりますのでご注意ください。

○ 必要部数

正本1部、副本（写し）1部 合計2部

○ 届出の返戻

届出書が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されます。これらの書類は、必ず大切に保管してください。

○届出に必要な書類・記載方法

届出事項と対応する様式等

表 8 届出事項と対応する様式等（新規届出）

	項目	記入対象 様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 2)	
b	事業の範囲		
c	事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積		
d	保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ		
e	保管高の上限		
f	(処分又は再生を行う場合) 当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生する有害使用済機器の品目		
g	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力		
h	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所		
i	事業計画の概要を記載した書類	別紙 1	●
j	事業場の平面図及び付近の見取図		●
k	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	別紙 2 等	●
l	事業場又は施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること)を証する書類		●
m	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	別紙 3	●
n	(個人の場合) 住民票の写し		●
o	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		●
p	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		●
q	現況写真		●
r	委任状		●

○書類作成にあたっての注意事項（詳細な内容について、提出先の行政庁とご相談ください）

a. 氏名又は名称及び住所

- ・個人の場合は氏名を記載してください。
- ・法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載してください。

b. 事業の範囲

- ・「保管」、「保管及び処分」等の届出する事業の範囲を記載してください。

c. 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

- ・有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積を記載してください。

※敷地が道路等で分割している場合についても、一体的な管理がなされている場合（例

例えば、一つの事務所で2か所のヤードの管理を行っている場合など）は、一つの事業所とみなします。

- d. 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
 - ・有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地、面積、保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さを記載してください。
- e. 保管高の上限
 - ・保管場所毎の保管高の上限を記載してください。
- f. 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
 - ・処分を行う場合は、当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目を記載してください。
- g. 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設毎に施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力を記載してください。
- h. (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所
 - ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の氏名及び住所を記載してください。
- i. 事業計画の概要【添付書類：別紙1】
 - ・事業の全体計画
 - ・処理の方法（保管・処分の別） ※手解体は保管として取り扱います。
 - ・業務を行う時間、休業日
 - ・業務経歴
 - ・取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先）
- j. 事業場の平面図及び付近の見取図【添付書類】
 - ・事業場の状況が分かる平面図（敷地内配置図）
以下の事項を、寸法と共に明示してください。
 - (1) 処理施設、保管施設（不燃性の仕切りを設ける場合を除き、各保管施設間の離隔距離も併せて記載してください）、公害防止施設（油水分離槽等）
 - (2) 選別場所又は積替え作業場所
 - (3) 公道からの進入路、出入口（門扉）、計量器（設置されている場合）
 - (4) 囲いの高さ範囲
 - (5) 排水計画（舗装範囲と勾配、溝・管、会所、分離槽・排水処理施設、排水口等の位置）
 - (6) 駐車場
 - ・事業場の周辺の状況がわかる見取図
住宅地図等により、対象となる事業場の位置及び範囲を明示してください。
- k. 施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図【添付書類：別紙2等】
 - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

- ・ 平面図等（平面図、立面図、断面図）は以下について作成してください。
 - (1) 有害使用済機器及び処理後物を取り扱う全ての施設（受入物保管、手解体作業場所、処分、処理後物保管に係るもの全て）
 - (2) 前項の施設を設置する建屋
 - (3) 敷地周辺の囲い及び出入口の扉等（敷地内配置図に併記可）
 - ・ 平面図等には以下の事項を含む内容で作成してください。
 - (1) 施設構造についての寸法
 - (2) 投入時にバッテリー等の混入の有無を確認する方法及び設備の位置
 - (3) 原動機の位置、構造、能力
 - (4) 処理物投入口及び排出口
 - (5) 公害防止施設との接続構造
 - (6) 施設の銘板（型式、製造年月、製造者名を記載したもの）の位置
 - (7) 保管施設の壁の耐力構造、保管形状とその寸法または容器の形状材質寸法（容器で保管する場合は図面に代えて、材質寸法を併記等した写真でも可）
 - (8) 保管・処分施設を設置する場所の床面の構造（舗装の種類、範囲、厚さ等）
 - (9) 建屋の概要（開口部、構造、舗装範囲）を明示
 - ・ 構造図には処理施設の主要な処理部分の機械構造として、以下の事項等を明記してください。
 - (1) 破碎、混合、減容施設においては、破碎刃、混合刃、押込スクリー等形状や枚数
 - ・ 設計計算書は、以下の事項等が明記された仕様書、カタログ等としてください。
 - (1) 原動機能力（出力等）
 - (2) 単位時間あたりの処理能力等
 - ・ 当該施設の付近の見取図は、事業場の付近の見取図と兼ねても支障ありません。
- l. 届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類【添付書類】
- ・ 土地の登記事項全部証明書（申請の3か月以内に発行されたもの）等（借地の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）
 - ・ （有害使用済機器の保管等を建物内で行う場合）建物の登記事項全部証明書等（賃貸物件の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）
- m. （処分又は再生を業として行う場合）処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類【添付書類：別紙3】
- ・ 処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの
 - ・ 処理後物について、以下の事項を明記すること。
 - (1) 廃棄物の品目または名称
 - (2) 発生量（1日あたり通常及び最大の量）
 - (3) 廃棄物は処理委託先の名称、所在地、処理方法
 - (4) 再生物は販売先の名称、所在地、利用方法
- n. （個人の場合）住民票の写し【添付書類】
- ・ 個人の場合は住民票（届出の直近3か月以内に発行されたものであり、本籍地（外国

人の方は国籍等)、個人番号(マイナンバー)は記載されていないもの。)

- o. (法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書【添付書類】
 - ・定款にあつては申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること。
 - ・法人の場合は法人の登記事項証明書(届出の直近3か月以内に発行されたもの)
- p. (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し【添付書類】
 - ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票(届出の直近3か月以内に発行されたものであり、本籍地(外国人の方は国籍等)、個人番号(マイナンバー)は記載されていないもの。)
- q. 写真
 - ・計画地全体、計画施設及びこれに付随する設備を写した写真(特に以下の事項を、写してください)
 - (1)処理施設、保管施設、公害防止施設(油水分離槽等)
 - (2)選別場所又は積替え作業場所
- r. 委任状
 - ・個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
 - ・高槻市においては、委任者の押印が必要です。(自署の場合は不要)

ア 有害使用済機器保管等届出書（第1面）の記載例

<p>大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長</p> <p>届出書を提出する各所轄官庁の長を記載して下さい。</p>		<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p>殿 ○○年○○月○○日</p> <p>届出者 住所 〒540-0012 大阪市中央区大手前○丁目○番地○号 氏名 ○○産業株式会社 代表取締役 大阪 花子 電話番号 ○○-○○○○-○○○○</p>	
<p>・届出者が法人の場合は、法人登記事項証明書に記載されている本店住所・名称を記載して下さい。 ・届出者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。</p>		<p>の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器)</p> <p>処理の区分 ○保管のみ・ 保管及び処分(再生を含む)</p>		
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 ○○事業場 電話番号 ○○-○○○○-○○○○ 大阪市中央区大手前○丁目○番地○号</p>		
	<p>事業場 同上 電話番号 同上 面積 ○○○ m²</p>		
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地：同上 面積：○○m²、最大高さ 5m 保管量 m³ 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器</p> <p>保管場所② 所在地：同上 面積：○○m²、最大高さ 3m 保管量 m³ 品目：ゲーム機、デジタルカメラ等、施行令第16条の2第21号～32号の機器</p>		
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください</p>		
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>こちらの欄は有害使用済機器を処分する場合のみ記載してください</p>		
<p>※事務処理欄</p>	<p>行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名等を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。</p>		

イ 有害使用済機器保管等届出書（第2面）の記載例

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 ・個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇産業株式会社		〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること。）

（例）

- ・油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の可燃性物、また金属や基板、単一種類のプラスチック等売却できるものは手解体で有害使用済機器から取り外し分別して保管する。
- ・売却可能な金属、基板、単一種類のプラスチックは売却する。
- ・売却できない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずは安定型埋立処分を委託する。その他残さ物は管理型埋立処分を委託する。

2. 処理の方法（保管・処分（再生を含む。）の別）

（例）

- ・保管（手解体含む）

手解体は「処分」ではなく「保管」として取り扱います。

3. 業務を行う時間及び休業日

（例）

営業時間 8：00～16：30

受入を行う時間 8：30～15：00、 作業時間 9：00～16：30

休業日 日曜日及び祝祭日

4. 業務経歴

年 月 日	業 務 経 歴
古物営業法の許可	「廃棄物処理法」「古物営業法」「大阪府金属くず営業条例」などの法律または条例に基づく許可を受けている場合は、許可の年月日、許可番号、許可の区分を記入し、当該許可証のコピーを添付してください。
大阪府金属くず営業条例の許可	
一般廃棄物処理業の許可（有りの場合は市町村名）	
産業廃棄物処理業の許可	

備考 届出業務に関連するもののみ記載すること。

5. 取扱品目及び処分量等						
受入	取扱品目	受入予定量 (t/月又はm ³ /月)	予定受入先事業場の名称及び所在地	保管場所	処分又は再生の方法	備考
1	電気掃除機等 第5号～20号の機器	50 t / 月	有限会社◇◇商店 ◇◇市◇◇町◇◇番◇	保管場所①	保管・手解体	
2	ゲーム機等、第21号～32号の機器	10 t / 月	同上	保管場所②	保管・手解体	
3						
4						<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱うすべての有害使用済機器の種類について記載してください。 ・ 新規の際は計画数量を記載してください。 ・ 既存事業者の際は実績を踏まえた計画数量を記載してください。 ・ 複数の事業場がある場合、事業場ごとに記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 混合したものを受け入れる場合は、含まれる有害使用済機器の種類を明記すれば全体の量の記載でも可です。
5						
6						
7						
搬出	取扱品目	搬出予定量 (t/月又はm ³ /月)	予定搬出先の名称及び所在地			備考
1	鉄	20 t / 月	株式会社△△金属 △△市△△町△△番△			売却
2	非鉄金属	10 t / 月	同上			売却
3	基板	5 t / 月	同上			売却
4	廃プラスチック類	15 t / 月	□□環境株式会社 □□市□□通□□番□			処理委託
5						
6						
7						

事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話番号)		
取り扱う有害 使用済機器 の品目			
保管 施設	面積 (㎡)		
	保管量 (㎡)		
	保管の高さ (m)		
	施設の種類 (保管方法及び構造)	屋外か屋内か、仕切りやカゴ (容器) などの設置の有無、仕切り等の材質について記載してください。	
	廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭発散防止に関する措置状況	廃棄物の適正な保管のために講じられている具体的な措置を記入してください。 (例) 「屋内に保管し、飛散を防止」 「コンクリート舗装により、地下への浸透を防止」など	
処分又は再生の用に供する施設	施設の種類 (処理方法及び構造)		
	メーカー及び型式	施設に関するパンフレット等があれば添付してください。	
	処理能力及び数量	t / 日 × 基	t / 日 × 基
	一日の運転時間		
	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置	粉じん防止対策、騒音防止対策、悪臭防止対策、振動防止対策など、生活環境の保全のために何らかの措置を講じている場合、その内容を具体的に記入してください。	

- 備考
- 1 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。
 - 2 本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。
 - 3 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び付近の見取図を添えること。

別紙3

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	
処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類	<p>(例) 廃プラスチック類</p> <p>・ページを分けて、廃棄物又は再生品の種類ごとに記載してください。 (例)「基板」「鉄」「非鉄」「廃プラスチック類」など</p>
発生量 (t/月又はm ³ /月)	<p>(例) 30m³/月</p> <p>・新規の際は計画数量を記載してください。 ・既存業者の際は実績を踏まえた計画数量を記載してください。</p>
処理方法又は利用方法	<p>自己処理 (処分場所)</p>
	<p>委託処理 (処分業者名) ◎◎環境株式会社</p>
	<p>(所在地) △△県〇〇市××町◎◎番</p>
<p>埋立処分 海洋投入処分 <u>中間処理</u> 売却</p> <p>中間処理又は売却の場合は、具体的な方法</p> <p>(例)</p> <p>破砕・減容固化による再生</p> <p>再生物の出荷先における利用方法について記入してください。</p> <p>(例)</p> <p>・「RPFとして株式会社〇〇製紙においてボイラー燃料として利用」</p>	

- 備考
- 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
 - 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
 - 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。

表 9 届出事項と対応する様式等（変更届出）

	項目	記入対象 様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 3)	
b	届出を行った年月日		
c	変更の内容		
d	変更の理由		
e	変更予定年月日		
f	事業計画の概要を記載した書類	別紙 1	※
g	事業場の平面図及び付近の見取図		※
h	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	別紙 2 等	※
i	事業場又は施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること)を証する書類		※
j	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	別紙 3	※
k	(個人の場合) 住民票の写し		※
l	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		※
m	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		※
n	現況写真		※
o	委任状		●

※：変更がある場合に添付

- a. 氏名又は名称及び住所
- ・個人の場合は氏名
 - ・法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名
 - ・事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載してください。
- b. 届出を行った年月日
- ・変更対象となる届出を行った年月日（当初の届出日）を記載してください。
- c. 変更の内容
- ・変更する内容を具体的に記載してください。
- d. 変更の理由
- ・変更の理由を具体的に記載してください。
- e. 変更予定年月日
- ・変更を予定する年月日を記載してください。

※f.～n.は変更事由に応じた添付書類を作成・添付してください。

- o. 委任状
- ・個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
 - ・高槻市においては、委任者の押印が必要です。（自署の場合は不要）

ウ 有害使用済機器保管等変更届出書の記載例

有害使用済機器保管等変更届出書		
大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長	届出署を提出する 各所轄官庁の長を 記載して下さい。	〇〇年〇〇月〇〇日 殿 届出者 住 所 〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号 氏 名 〇〇産業株式会社 代表取締役 大阪 次郎 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更 大阪次郎	大阪花子
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな)氏名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由	代表者の新任退任	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

表 10 届出事項と対応する様式等（廃止届出）

	項目	記入対象様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 4)	
b	届出を行った年月日		
c	廃止した事業の範囲		
d	廃止の理由		
e	廃止の年月日		
f	委任状		●

- a. 氏名又は名称及び住所
- ・ 個人の場合は氏名
 - ・ 法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名
 - ・ 事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）
- b. 届出を行った年月日
- ・ 廃止対象となる届出を行った年月日（当初の届出日）を記載してください。
- c. 廃止した事業の範囲
- ・ 廃止した事業の範囲を具体的に記載してください。
- d. 廃止の理由
- ・ 廃止の理由を具体的に記載してください。
- e. 廃止の年月日
- ・ 廃止した年月日を記載してください。
- f. 委任状
- ・ 個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
 - ・ 高槻市においては、委任者の押印が必要です。（自署の場合は不要）

エ 有害使用済機器保管等廃止届出書（第1面）の記載例

有害使用済機器保管等廃止届出書	
<p>大阪府知事 大阪市長 堺市長 東大阪市長 高槻市長 豊中市長 枚方市長 八尾市長 寝屋川市長 吹田市長</p>	<p>届出書を提出する 各所轄官庁の長を 記載して下さい。</p>
<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>殿</p>	
<p>届出者 住所 〒540-0012 大阪市中央区大手前〇丁目〇番地〇号 氏名 〇〇産業株式会社 代表取締役 大阪 次郎 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>	
<p>〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>有害使用済機器の保管の廃止</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>
<p>備考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

6. 届出書のチェックリストと様式

	書類	様式	留意事項	有無
1	有害使用済機器保管等届出書（第1～2面）	○	□記入例を参照。	
2	事業計画の概要を記載した書類	○	□記入例を参照。 ・事業の全体計画 ・処理の方法（保管・処分の別） ・業務を行う時間、休業日 ・業務経歴 ・取扱品目	
3	事業場の平面図及び付近の見取図	—	□平面図としては、計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置を示す書類 ・以下の事項を、寸法と共に明示する。 (1)処理施設、保管施設（各保管施設間の離隔距離も併せて記載してください）、公害防止施設（油水分離槽等） (2)選別場所又は積替え作業場所 (3)公道からの進入路、出入口（門扉）、計量器（設置されている場合） (4)囲いの高さと同範囲 (5)排水計画（舗装範囲と勾配、溝・管、会所、分離槽・排水処理施設、排水口等の位置） (6)駐車場 □事業場の周辺の状況がわかる見取図 ・住宅地図等により、対象となる事業場の位置及び範囲を明示すること。	
4	（事業の用に供する施設を設置する場合） 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	□平面図等（平面図、立面図、断面図）は以下について作成する。 (1)有害使用済機器及び処理後物を取り扱う全ての施設（受入物保管、手解体作業場所、処分、処理後物保管に係るもの全て） (2)前項の施設を設置する建屋 (3)敷地周辺の囲い及び出入口の扉等（敷地内配置図に併記可） □平面図等には以下の事項を記入する。 (1)施設構造についての寸法 (2)投入時にバッテリー等の混入の有無を確認する方法及び設備の位置 (3)原動機の位置、構造、能力 (4)処理物投入口及び排出口 (5)公害防止施設との接続構造 (6)施設の銘板（型式、製造年月、製造者名を記載したもの）の位置 (7)保管施設の壁の耐力構造または容器の形状材質（容器で保管する場合は図面に代えて、材質寸法を併記等した写真でも可） (8)保管・処分施設を設置する場所の床面の構造（舗装の種類、範囲、厚さ等） (9)建屋の概要（開口部、構造、舗装範囲）を明示 □構造図には、処理施設の主要な処理部分の機械構造として、以下の事項等を明記する。 (1)破碎、混合、減容施設においては、破碎刃、混合刃、押込スクリー等の形状や枚数 □設計計算書は、以下の事項等が明記された仕様書等とする。 (1)原動機能力（出力等） (2)単位時間あたりの処理能力等 □当該施設の付近の見取図は事業場の付近の見取図と兼ねても支障ありません。	
5	事業場又は施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること）を証する書類	—	□土地の登記事項全部証明書（※）等（借地の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要） □（有害使用済機器の保管等を行なう場合）建物の登記事項全部証明書（※）等（賃貸物件の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）	

6	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法	○	<input type="checkbox"/> (処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの ・処理後物について、以下の事項を明記すること。 (1)廃棄物の品目または名称 (2)発生量 (1日あたり通常及び最大の量) (3)廃棄物は処理委託先の名称、所在地、処理方法 (4)再生物は販売先の名称、所在地、利用方法 ・廃棄物を処分する場合は委託契約書 (新規届出は除く) 及び許可証の写しを添付すること。 ・有価物として売却する場合は伝票などを添付すること。(新規届出は除く)
7	(個人の場合) 住民票の写し (※)	—	<input type="checkbox"/> 本籍地 (外国人の方は国籍等)、個人番号 (マイナンバー) は記載されていないもの。
8	(法人の場合) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (※)	—	<input type="checkbox"/> 定款にあつては申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
9	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合) 法定代理人の住民票の写し (※)	—	<input type="checkbox"/> 本籍地 (外国人の方は国籍等)、個人番号 (マイナンバー) は記載されていないもの。
10	現況写真	—	<input type="checkbox"/> 計画地全体、計画施設及びこれに付随する設備を写した写真 (特に以下の事項を、写してください) (1)処理施設、保管施設、公害防止施設 (油水分離槽等) (2)選別場所又は積替え作業場所
11	委任状	—	<input type="checkbox"/> 個人の場合は届出者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要。 <input type="checkbox"/> 高槻市においては、委任者の押印が必要です。(自署の場合は不要)

※ 法人の登記事項証明書 (現在事項又は履歴事項全部証明書)、住民票、土地・建物の登記事項全部証明書については、届出書受付時点において発行日から3か月以内の原本を添付するか、窓口で原本提示の上その写しを添付してください (原本照合可)。

【必要部数】

正本 1 部、副本 (写し) 1 部 合計 2 部

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> 都道府県知事 殿 （市長） 届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。							
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）						
事務所及び事業場の所在地等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">事務所</td> <td style="padding: 2px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">事業場</td> <td style="padding: 2px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">面積</td> </tr> </table>	事務所	電話番号	事業場	電話番号		面積
事務所	電話番号						
事業場	電話番号						
	面積						
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）							
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目							
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力							
※事 務 処 理 欄							

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)

別紙 1

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 処理の方法（保管・処分（再生を含む。）の別）

3. 業務を行う時間及び休業日

4. 業務経歴

年 月 日	業 務 経 歴
古物営業法の許可	
大阪府金属くず営業条例の許可	
一般廃棄物処理業の許可（有りの場合は市町村名）	
産業廃棄物処理業の許可	

備考 届出業務に関連するもののみ記載すること。

5. 取扱品目及び処分量等						
受入	取扱品目	受入予定量 (t/月又はm ³ /月)	予定受入先事業場の名称及び所在地	保管場所	処分又は再生の方法	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
搬出	取扱品目	搬出予定量 (t/月又はm ³ /月)	予定搬出先の名称及び所在地	備考		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話番号)		
取り扱う有害 使用済機器 の品目			
保管 施設	面積 (㎡)		
	保管量 (m³)		
	保管の高さ (m)		
	施設の種類 (保管方法及び構造)		
	廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭発散防止に関する措置状況		
処分又は再生の用に供する施設	施設の種類 (処理方法及び構造)		
	メーカー及び型式		
	処理能力及び数量	t / 日 × 基	t / 日 × 基
	一日の運転時間		
	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置		

- 備考
- 1 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。
 - 2 本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。
 - 3 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び付近の見取図を添えること。

別紙 3

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類		
発生量 (t/月又はm ³ /月)		
処理方法又は利用方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理又は売却の場合は、具体的な方法	

- 備考 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
- 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
- 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書		
都道府県知事 殿 (市長)		年 月 日
届出者 住 所 氏 名 電話番号		
年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容 (規則 第13条の3第1項第8号 に掲げる事項を除く。)		
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第三十五号の四 (第十三条の十一関係)

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

年 月 日

委 任 状

様

申請（届出）者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私は.....を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

記

- 1 有害使用済機器の届出の件について
- 2 届出書の訂正に関する事
- 3 届出書副本の受領に関する事

7. 問い合わせ 届出書類の提出先

大阪府内

大阪府

環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16

咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階

☎ 06-6210-9571 (ダイヤル)

FAX 06-6210-9569

ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/yuugai/index.html>



大阪市内

大阪市 環境局環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

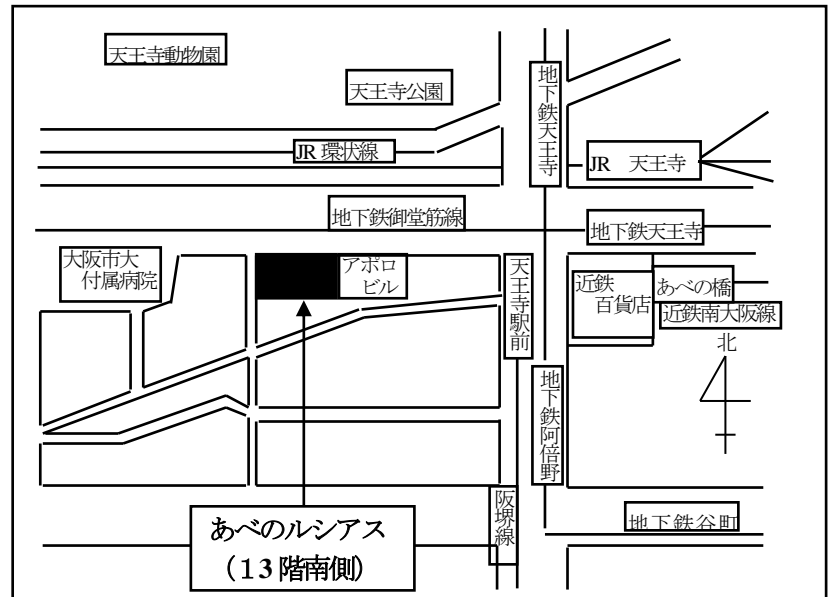
あべのルシアス 13階

☎ 06-6630-3284

FAX 06-6630-3581

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009225.html>



堺市内

堺市 環境局

環境保全部 環境対策課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1

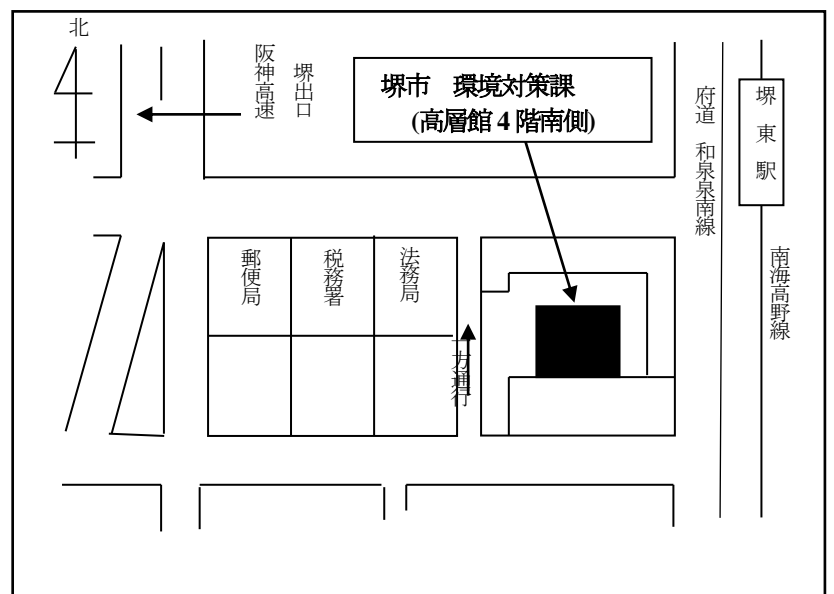
堺市役所高層館4階

☎ 072-228-7476 (ダイヤル)

FAX 072-228-7317

ホームページ

<http://www.city.sakai.lg.jp/>



東大阪市内

東大阪市

環境部 産業廃棄物対策課

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

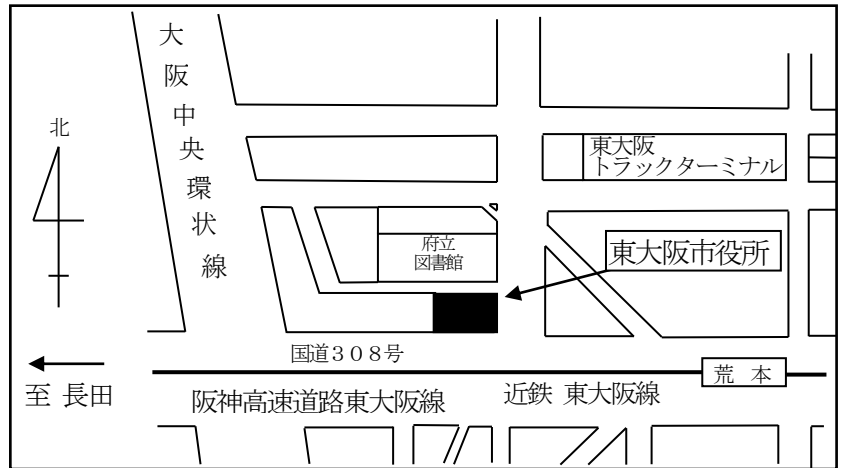
東大阪市民役所 15階

☎ 06-4309-3207

FAX 06-4309-3829

ホームページ

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>



高槻市内

高槻市

市民生活環境部
資源循環推進課

〒569-0021

高槻市前島3丁目8番1号

エネルギーセンター内

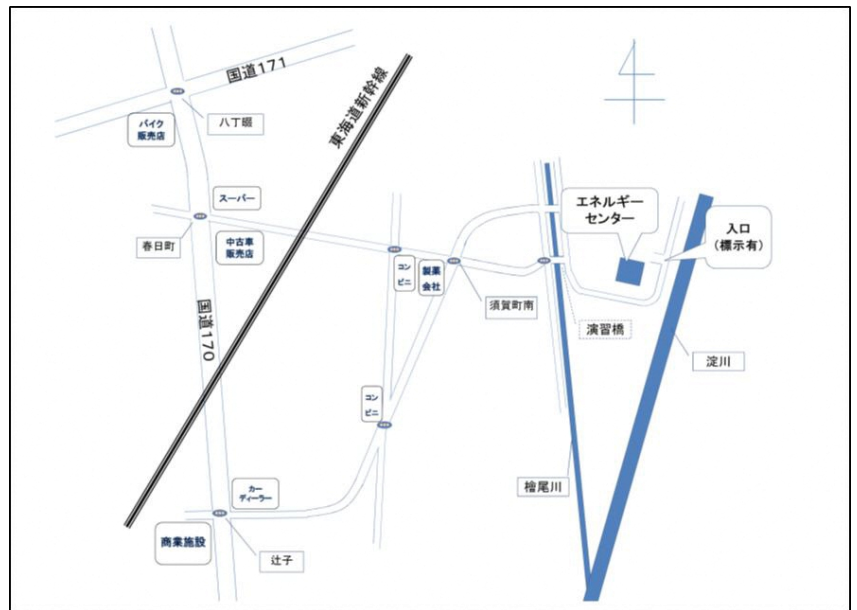
☎ 072-669-1886

FAX 072-669-1961

ホームページ

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

お願い 高槻市に届出される場合は、
16時までにご来庁ください。



豊中市内

豊中市

環境部
事業ごみ指導課

〒561-0891

豊中市走井2丁目5番5号

環境事業所 北館内 1階

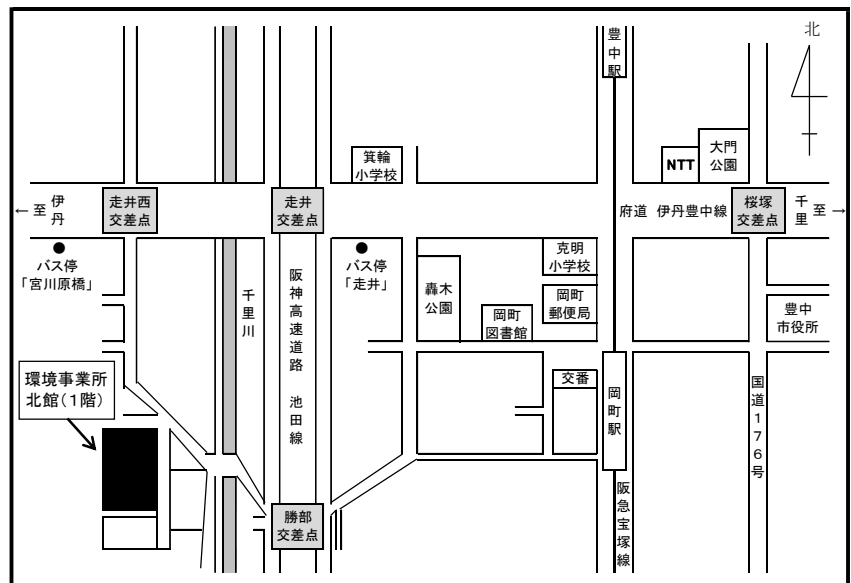
☎ 06-6858-2278

FAX 06-6846-6390

ホームページ

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

お願い 豊中市に届出される場合は、
15時までにご来庁ください。



枚方市内

枚方市

環境部 環境指導課

〒573-1162

枚方市田口5丁目1-1

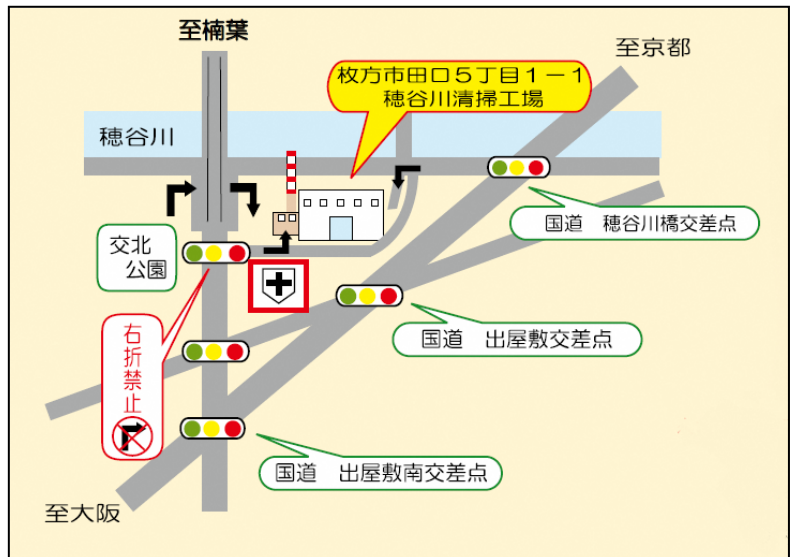
穂谷川清掃工場管理棟

☎ 050-7102-6014 (直通)

FAX 072-849-1206

ホームページ

http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/19-1-0-0-0_4.html



八尾市内

八尾市

環境部 循環型社会推進課

〒581-0017

八尾市高美町5丁目2番2号

清掃庁舎

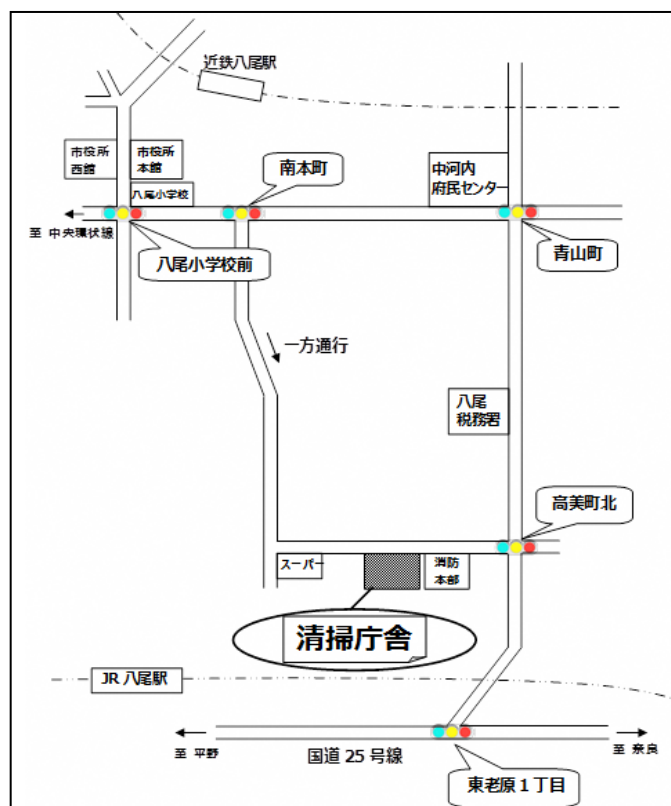
☎ 072-924-3772 (直通)

FAX 072-923-7135

ホームページ

<http://www.city.yao.osaka.jp/>

お願い 八尾市に届出をされる場合は、
16時までにご来庁ください。



寝屋川市内

寝屋川市

環境部 環境保全課

〒572-0855

寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

クリーンセンター5階

☎ 072-824-1021 (直通)

FAX 072-824-1023

ホームページ

<http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

お願い 寝屋川市に届出をされる場合は、
14時までにご来庁ください。



吹田市内

吹田市

環境部 環境保全指導課
産業廃棄物指導グループ

〒564-8550

吹田市泉町1-3-40

吹田市役所高層棟1階

☎ 06-6384-1799 (直通)

FAX 06-6368-7350

ホームページ

<http://www.city.suita.osaka.jp/>

お願い 吹田市に許可申請される場合は、
15時までにご来庁ください。

